

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区城南島三丁目4番3号

氏名 株式会社リサイクル・ピア
代表取締役 山口 仁司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成22年 1月13日

許可の有効年月日 平成29年 1月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

- 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)
- 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上3種類)
- 切断 : ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石膏ボードに限る) (以上1種類)
- 溶融 : 廃プラスチック類、木くず (以上2種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面）

施設住所：東京都大田区城南島三丁目4番3号

3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成17年 1月13日 新規許可

平成22年 1月13日

5 積替え許可の有無

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可証写しは、廃棄物処理法第14条第2項及び第7項、第14条の4第2項及び第7項「優良産廃処理業者認定制度」に基づき開示するものです。

従い、廃掃法施行規則第8条の4に規定する「委託契約書に添付すべき書類」には該当しないのでご注意ください。

委託契約書に添付された場合には無効となります。
また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。



株式会社 **リサイクル・ピア**



産廃エキスパート

認定番号:2-11-C0016



東京都

